●委員会の役割について

○市民参加条例

第12条 市長は、必要に応じ、次に掲げる事項について草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴くことができる。

- ・市民参加の進捗および達成の状況の評価に関する事項
- ・市民参加の手法に関する事項
- ・前2号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する事項
- 2 委員会は、市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。

市民参加とは市や教育委員会等が実施する政策における課題の発見、立案、実施、評価等の各過程において、市民が主体駅に参加することをいいます。

市民参加条例 第2条 第3項 逐条解説抜粋

○協働のまちづくり条例

第27条 市長は、必要に応じ、次に掲げる事項について草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴くことができる。

- ・推進計画の策定および評価
- ・協働によるまちづくりに係る施策の推進および評価に関すること。
- ・前2号に掲げるもののほか、協働によるまちづくりの推進に関する事項
- 2 委員会は、協働によるまちづくりの推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。

協働とは共通の課題解決のため、単に連携、協力するだけで終わりというのではなく、最終的には成果を生み出すことが期待される取組みです。市民と市民、市民と市というように、その組み合わせは、様々ですが、それぞれの主体が単独では解決できない問題、または連携したほうがより良い成果を期待できる問題については、協働の取組みによって解決を図ることが有効です。 協働のまちづくり条例 第2条 第1項 逐条解説抜粋

○第2期草津市協働のまちづくり推進計画で示す、協働によるまちづくりに取り組む各主体 (イメージ図)

